光地区消防組合防災センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１５日

光地区消防組合

管理者　芳　岡　　　統

光地区消防組合規則第４号

光地区消防組合防災センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

光地区消防組合防災センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成１５年光地区消防組合規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「防災センターに」を「消防長は、防災センターの」に、「置き」を「任命し」に、「その他必要な」を「担当」に、「置くことができる」を「指名するものとする」に改める。

第８条を第１０条とし、同条の前に次の１条を加える。

（機器等の点検）

第９条　担当職員は、開館前において防災センターの機器等を点検し、その結果を「防災センター点検日誌」（様式第２号）に記録するものとする。この場合において、異常が認められたときは、速やかに所長に報告しなければならない。

２　所長は、前項の報告を受けたときは、消防長に報告するとともに、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第７条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、同条を第８条とする。

第６条第１項第３号を次のように改め、同条を第７条とする。

（３）　１２月２９日から翌年１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第５条を第６条とする。

第４条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第１項中「防災センター等」を「光地区消防組合防災センター」に改め、「様式」の次に「第１号」を加え、ただし書きを削り、同条第２項を削り、同条を第５条とし、同条の前に次の１条を加える。

（所長の職務）

第４条　所長は、防災センターの適正な管理運用を図るため、次に掲げる事務を掌理するものとする。

（１）　防災センターに設置している機器等の点検及び整備に関すること。

（２）　開館中の安全管理に関すること。

（３）　その他防災センターの効率的な管理運用に関すること。

様式を削り、附則の次に様式として次の２様式を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。